



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年4月7日（火） 第9789号

目次

ページ

告 示

○使用料の収納事務の委託（スポーツ振興課）	2
○同	2
○解除予定保安林（森林保全課）	2
○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）	3
○道路の区域変更（道路管理課）	4
○同	4
○同	4
○道路の供用開始（同）	5
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正（会計管理課）	5

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民活動支援・広聴課）	5
------------------------------------	---

落 札

○落札者等の決定（会計管理課）	6
○同	6
○同	7
○落札者等の決定（病院局総務課）	7

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第116号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 前橋市関根町800番地 公益財団法人群馬県スポーツ協会
- 2 委託した事務の内容  
群馬県総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（昭和56年群馬県条例第27号）第8条に規定する群馬県総合スポーツセンター伊香保リンクの使用料の収納事務
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## ◎群馬県告示第117号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 高崎市倉渕町三ノ倉497 群馬県ライフル射撃協会 会長 岡田榮三
- 2 委託した事務の内容  
群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例（昭和59年群馬県条例第13号）第11条に規定する群馬県ライフル射撃場の使用料の収納事務
- 3 委託期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

## ◎群馬県告示第118号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 伊勢崎市赤堀鹿島町177の1、177の4、193、209の3、209の4、210の2、237の1、252の1、264の2、285、287、300の1、315の1、316、331の1、344、377の1、377の4、377の5、393の1、590の1、591の1、592から595まで、611の1、637の2、638の2、639の1、701の2、734の2、791の5、791の6、849の1、904の1、904の6、905の4、906の3、907の2、香林町二丁目1827、1828、1833、1838、1840、1841、1844、1857、1858、1864
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

2 (1) 解除予定保安林の所在場所 伊勢崎市赤堀鹿島町177の1、177の4、193、237の1、252の1、300の1、315の1、316、331の1、344、377の1、377の4、377の5、393の1、590の1、591の1、592から595まで、611の1、639の1、791の5、791の6、849の1、904の1、904の6、香林町二丁目1833、1838、1840、1841、1844、1857、1858、1864

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第119号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 館林市及び邑楽郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
令和2年5月8日	午前10時～午後3時	邑楽館林農業協同組合板倉カントリー
令和2年5月11日	午前10時～午後3時	明和町役場車庫
令和2年5月12日	午前10時～午後3時	邑楽館林農業協同組合永楽支所
令和2年5月14日	午前10時～午後3時	大泉町公民館大ホール
令和2年5月15日	午前10時～午後3時	大泉町公民館大ホール
令和2年5月18日	午前10時～正午	邑楽町共同福祉施設
令和2年5月18日	午後1時～午後3時	邑楽館林農業協同組合西邑楽野菜集荷センター
令和2年5月19日	午前10時～午後3時	館林市役所北側駐車場
令和2年5月20日	午前10時～午後3時	館林市役所北側駐車場
令和2年5月22日	午前10時～午後3時	館林市役所北側駐車場
令和2年5月25日	午前10時～午後3時	館林市役所北側駐車場
令和2年5月27日	午前10時～午後3時	館林市立第六小学校体育館
令和2年5月28日	午前10時～午後3時	邑楽館林農業協同組合多々良支所
令和2年5月29日	午前10時～午前11時30分	邑楽館林農業協同組合めぐり北部店

令和2年5月29日	午後1時～午後3時	館林市赤羽公民館
-----------	-----------	----------

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋赤城線	前橋市富士見町時沢1876番の13地先から同市同1875番の3地先まで	前	20.0	30.2
			後	20.0～27.4	30.2

◎群馬県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	駒形柴町線	前橋市駒形町字一里塚1041番の1地先から同市同字同1040番の1地先まで	前	9.3～10.2	38.6
			後	17.0～27.3	38.6

◎群馬県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	上神梅大胡線	前橋市粕川町室沢475番の1地先から同市同557番の4地先まで	前	8.0～15.5	382.7
			後	10.5～15.6	382.7

◎群馬県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	上神梅大胡線	前橋市粕川町室沢475番の1地先から同市同557番の4地先まで	令和2年4月7日

◎群馬県告示第124号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

「館林地区防火安全協会 館林市美園町7-3」を「館林地区防火安全協会 館林市上赤生田町4050-1」に改める。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課において縦覧に供する。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和2年3月17日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人介護情報館
- 3 代表者の氏名 松本孝幸
- 4 主たる事務所の所在地 富岡市一ノ宮1654番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域住民に対して、福祉の向上に関する事業を行い、もって安心して住むことのできる地域づくりに寄与することを目的とする。

**■ 落 札**

次のとおり落札者を決定した。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び落札金額

購入物品	予定数量	落札金額
Canon LBP842C用トナーカートリッジ及び回収トナーボックス		
ア トナーカートリッジ（ブラック）（大容量）	835本	20,900円/本
イ トナーカートリッジ（イエロー）（大容量）	394本	26,120円/本
ウ トナーカートリッジ（マゼンタ）（大容量）	405本	26,120円/本
エ トナーカートリッジ（シアン）（大容量）	426本	26,120円/本
オ トナーカートリッジ（ブラック）（通常容量）	8本	14,350円/本
カ トナーカートリッジ（イエロー）（通常容量）	8本	17,950円/本
キ トナーカートリッジ（マゼンタ）（通常容量）	8本	17,950円/本
ク トナーカートリッジ（シアン）（通常容量）	12本	17,950円/本
ケ 回収トナーボックス	41本	2,800円/本

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町96番地
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 入札公告をした日 令和2年2月14日

次のとおり落札者を決定した。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 排水ポンプ車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

- 3 落札者を決定した日 令和2年3月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社第一テクノ群馬支店 群馬県前橋市元総社町二丁目23番地14
- 5 落札金額 62,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年2月14日

次のとおり落札者を決定した。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一太

- 1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び落札金額

購入物品	予定数量	落札金額
EPSON Offirio LP-S8160用リサイクルプリンタトナー、感光体ユニット及び廃トナーボックス		
ア リサイクルプリンタトナーブラック	1,710本	6,600円/本
イ リサイクルプリンタトナーイエロー	736本	9,100円/本
ウ リサイクルプリンタトナーマゼンダ	714本	9,100円/本
エ リサイクルプリンタトナーシアン	730本	9,100円/本
オ 感光体ユニットモノクロ	223本	8,400円/本
カ 感光体ユニットカラー	455本	8,400円/本
キ 廃トナーボックス	132本	1,400円/本

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521番地の8
- 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 6 入札公告をした日 令和2年2月14日

次のとおり落札者を決定した。

令和2年4月7日

群馬県知事 山本 一太

- 1 落札に係る業務名及び数量 群馬県立病院の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局総務課財務係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社群桐産業 群馬県太田市大原町78番地1
- 5 落札金額 59,301,253円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札公告をした日 令和2年2月7日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---